

5、その他

(1) 都道府県所管労働局

労災指定医療機関としての指定を受けるためには、労災保険指定医療機関指定申請書に、診療所を開設する際の開設許可証の写しと、診療所の施設等に関する概要書を添付して、診療所の所在地を管轄する都道府県労働局長宛てに申請することになります。

(2) 区市町村

生活保護法の指定医療機関として指定を受ける場合や、身体障害者福祉法の規定に基づく医師の指定を受けようとする場合など、指定医療機関申請等の書類提出先が福祉事務所等の地方公共団体の担当窓口となるものがあります。問い合わせの窓口は、都道府県に設置されている所が多いです。指定を希望する場合は、保健所での事前相談と平行して事前相談を受けておくと良いでしょう。

(3) 医師会

医師会は、郡市区等医師会・都道府県医師会・日本医師会の3つの形態があり、それぞれが独立した団体となっています。それぞれの医師会が相互に連携しあい、地域住民の健康保持増進をはじめ、医療・保健・福祉の充実・向上のための諸活動を行っています。定款の規定により、日本医師会員は都道府県医師会員でなければならないと、都道府県医師会員は郡市区等（大学医師会・行政医師会を含む）医師会員でなければならないとなっています。よって入会等の手続きの窓口は、原則として所在地にある郡市区等医師会となります。

医師会への入会は任意となっているため、入会の判断はドクターご自身が行うこととなります。各医師会のホームページから、入会のメリットについて代表的なものを紹介しておきます。

- ・医療制度や医療保険制度のあり方を探求し、医師会を通し政府や中央官庁に主張・提言することができる。
- ・地域医療活動を進めていく上での行政との連携ができる。
- ・区市町村の健診・検診事業の実施医療機関となることができる。特定健診・特定保健指導についても様々な取組みを行っている。
- ・学校医・休日診療所等の当番医に任命される権利が得られる。
- ・医師会医師賠償責任保険の加入により、医事紛争等の際に保険金が支払われるだけでなく、医師会が窓口となり交渉や処理にあたってくれる。
- ・学術講演会やシンポジウムなど、自己研鑽と共に他の会員や病院の医師と親睦を深める機会が得られ、会員同士連携を取り合って助け合うことができる。

- ・医療に関する様々な有用な情報が得られる。
- ・レセプトの病名漏れや請求漏れの点検・修正（レセプト整備会の定例開催）
- ・医師国保・医師会医師年金の加入
- ・医師会提携融資の利用
- ・各種保険の団体割引